

第 3 8 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（令和 2年 4月 1日からは、組織改正により、名古屋市長。以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」欄に掲げる各情報（以下「非公開とすべき各情報」という。）を公開した決定は、妥当でないので非公開とすべきであるが、その他の部分を公開した決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 2年 2月20日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成29年度年度指定管理者公募施設選定（平成30年度からの管理）にかかる以下の書類

特定施設（以下「本件施設」という。）の法人等 A の提案書

- 2 同年 3月 2日、実施機関は、本件公開請求に対して、指定管理者事業計画書 対象施設 本件施設（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
- 3 同月12日、審査請求人は実施機関に対し、本件行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。
- 4 同月31日、実施機関は、本件行政文書について、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。
- 5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同年 4月28日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

本件行政文書は、公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益を明らかに損なうとは認めがたい箇所を含むため。

- 6 同年 4月16日、審査請求人は、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」

という。) に対し、本件処分を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。

7 同月24日、審査庁は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人、実施機関及び公開請求者に通知した。

第3 実施機関の主張

1 決定通知書及び弁明書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 個人の顔写真及び職員の給与等が掲載されており、この情報は、個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められる情報に当たり、条例第7条第1項第1号に該当する。

(2) 法人の内部管理に関する情報等及び個別具体的な取引に関する情報等が掲載されており、公にすることにより、審査請求人に明らかに不利益を与えると認められるため、条例第7条第1項第2号に該当する。

(3) 施設運営での防犯対策に関する情報は、公にすることにより、公共施設の安全に支障を及ぼす恐れがあると認められるため、条例第7条第1項第3号に該当する。

2 また、実施機関は、弁明書において本件行政文書の一部を公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 行政文書は条例に基づき原則公開であることについて

条例第7条により、実施機関は、請求された行政文書に同条に規定する非公開情報が記録されている場合を除き、情報公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならないものである。

(2) 名古屋市情報公開審査会の答申について

指定管理者選定に係る申請書類等の行政文書公開請求に対する公開・非公開決定については、審査会の答申が出ており、すでに審査会の考え方は確立され、この考え方にに基づき審査庁の裁決がなされている。

これらの答申によると、指定管理者として選定された団体（以下「選定団体」という。）の申請書類等の情報は、公開により団体が受ける損害が具体的に認められる場合を除き、条例第7条第1項第2号に定める法人情報に該当しないとされている。

申請書類等の情報の公開が、法人にとって不利益性があることを考慮したうえで、選定団体の申請書類等の情報にあつては、公の施設の管理が

高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の選定過程及び選定理由について市民に対して説明責任を負うことなどから、情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められている。

(3) 本件処分が審査会の答申に準拠したものであることについて

本件処分は、選定団体の申請書類の内容を公開しようとするものであるが、本件行政文書は、上記(2)に従って公開が前提であるといえる。

審査請求人は、本件行政文書は、審査請求人がこれまで長年に渡り積み上げてきた管理運営に関するノウハウである旨主張するが、本件行政文書を公開することによる不利益は様々な競争上の利益が大きく損なわれる等の主張にとどまり、具体的な損害を認めることができず、条例第7条第1項第2号に定める法人情報に該当しないことも審査会の答申に沿った処分である。

また、審査請求人は、本件行政文書が著作物である旨主張するが、本件行政文書が行政文書公開に付されることは、募集要項に明示され、かつ、その要項を遵守することを条件に選定されているのであるから、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条の公表権の保護は必要なく、同法第42条により行政文書公開条例の規定に基づく開示のための利用は認められているのであるから、同主張は相当でない。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、本件行政文書を公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 公募に係る本件行政文書の公開請求は、審査請求人の事業ノウハウを入手することを目的としたものと考えられ、条例第1条の趣旨に反したものである。たとえ個人名での請求であっても他社へ審査請求人の提案ノウハウが流出並びに提供される恐れがあると考えられる。

本件行政文書を公開することは、独自のノウハウが知られることとなり、安易な模倣提案により、審査請求人並びにその職員、さらには審査請求人と契約関係にある多くの業者の明らかな不利益が容易に想定できるものである。

(2) 本件行政文書は、事業計画書の文章や構成、レイアウトまで含め、審査

請求人がこれまで長年に渡り積み上げてきた管理運営に関するノウハウである。同様に事業報告書は、その指定申請書を形にした結果であり、審査請求人のノウハウである。これを公にすることにより、審査請求人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するものである。条例第 7 条第 1 項第 2 号の趣旨に反したものである。

- (3) 本件行政文書は、審査請求人の基本理念が創造的に表現されているとともに、経営戦略に基づき考え出された企画内容である。表紙、提案内容、イラストなどで構成された「著作物」（著作権法第 2 条第 1 項第 1 号）にあたるものである。

著作権法では、第 42 条の 2 に開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができるのと開示の利用にできる範囲が明示されている。

現在、指定管理者の申請者は、選定された後に提案の概要を作成しており、市民に向けて提案内容がわかるように、名古屋市ホームページで公開がされている。これが同法第 42 条の 2 にある開示するために必要と認められる限度と認識しており、独自オリジナルの図表やイラストで視覚化している本件行政文書は、公開する必要はないものである。

- (4) 指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としているが、本件行政文書を公開することで、経験データや改善策に基づく誠実な内容ではなく、安易に模倣提案をする申請者が出てくるのが容易に予想される。

これは、公正な選定に支障を及ぼし、ひいては市民サービスの低下、施設の公平・安全な管理の欠如につながるものである。

- (5) 本件行政文書には、年度別の収支計画書が含まれており、今後の事業における執行予定の契約金額や予定事業が推測できる。そのため審査請求人の適正な管理運営が阻害されることとなり、これは条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱の第 7 4(6)「公開によって得た行政文書を違法又は不当に使用する蓋然性が認められるとき」に該当するものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

審査請求人の主張の骨子は、本件行政文書のうち実施機関が公開とした部分（以下当該部分から非公開とすべき各情報を除いた部分を「本件情報」という。）について、条例第 7 条第 1 項第 2 号の趣旨に反し、あるいは、本件

行政文書は著作権法第42条の2にある開示に必要な限度にはなく公開する必要はないとの主張である。

もっとも、審査請求人の指摘する著作権法第42条の2は、情報公開条例で定める方法により開示するために必要と認められる限度において、著作物の利用を認めていることからすると、本件情報について本市の条例による公開の可否が争点となる。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

(1) 本件行政文書は、実施機関が本件施設における平成30年4月1日から平成35（令和5）年3月31日までの期間の指定管理者を募集した際の本件施設指定管理者募集要項（以下「本件募集要項」という。）に基づき、審査請求人から提出された文書であり、審査請求人が本件施設の指定管理を受けるべく次期指定期間の事業計画等についてイラストや表等を用いて記載されたものである。

また、本件募集要項においては、「提出書類は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。情報公開請求があった場合は、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。」と記載されていることが認められる。

(2) 審査請求人は、本件施設の指定管理者に選定され、平成30年度から令和4年度までの5年間指定管理期間として管理運営を行っている。

4 著作権法で保障される公表権と情報公開制度の関係

審査請求人は、上記第4の2(3)のとおり本件行政文書が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物である旨主張していることから、まずは、著作権法で保障されるべき公表権と情報公開制度との関係について検討する。

(1) 著作権法第2条第1項第1号において、著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する

ものと定義される。

- (2) 著作物がまだ公表されていないもの（著作権者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）である場合、著作権法第18条第1項に規定するとおり、著作者は、当該未公表の著作物について公衆に提供し、又は提示する権利を有するが、これを公表権という。

公表権は、対象が未公表の著作物でありさえすれば生じることから、情報公開制度と公表権の調整の趣旨により、同条第3項及び第4項は、公表権が無制限に保護されるものではない旨定めている。

- (3) 著作権法第18条第3項第3号は、著作者は未公表である著作物を地方公共団体に提供した場合、開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除き、当該著作物を公衆に提供し、又は提示することに同意したものとみなされる旨定めている。

- (4) 本件行政文書は、本件募集要項に基づいた一般的な情報を記載したものであるといえるものの、その記載には一定の創作的な表現が見られ、上記第3及び4の両者の主張によれば、本件行政文書が著作物に該当することに争いはない。また、本件行政文書自体は他に公表されているものではないことから未公表であり、上記第2の3のとおり審査請求人が本件行政文書の公開に反対する旨主張していることが認められる。そこで、著作権法第18条第4項第5号による公表権の規定の適用除外の可否について検討する。

5 著作権法第18条第4項第5号による公表権の規定の適用除外

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項は、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる旨を規定しているが、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例が併存する場合で、両者が同一の目的に出たものであっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、各普通地方公共団体において、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間になんらの矛盾抵抗はないものとされる。

- (2) 上記(1)の考えによると、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「公開法」という。）と条例はいずれも情報公開に関する規程であり、同一の特定事項について同一の目的に出たものであるが、公開法第2条において規定する行政機関には普通地方公共団体

が含まれておらず、各地方公共団体においては、その地域の実績に応じて情報公開に関する条例を規定しており、それらに基づき運用されているところである。

(3) 著作権法第18条第4項第5号は、地方公共団体においては、未公表の著作物について著作者が、公開に反対する旨を表明している場合であっても、公開法第7条の規定に相当する規定がある場合は、それを公開することができる旨を定めている。同号は、著作権法で保護される公表権が未公表の著作物でありさえすれば生じることから、地方公共団体の保有する情報が対象となる情報公開制度の趣旨が損なわれることを防ぐため、著作権法で規定する公表権と情報公開制度との調整を図る規定である。公開法第7条の規定に相当するか否かの解釈においては、上記(1)及び(2)で述べたように、各地方公共団体における情報公開に関する条例の規定が一律ではないことを踏まえる必要がある。

(4) 公開法第7条は、同法第5条第1号の2を除く各号で規定する不開示事由に該当する情報であった場合でも公益上の理由による裁量的開示を認めるものである。これは、同法第5条の判断自体においては、不開示とすることの必要性が認められる場合であっても、個々の事例による特殊な事情によっては、開示することの利益が不開示にすることによる利益に優先すると認められる場合がありうることは否定できないことから、行政機関の長の行政的判断により、不開示情報の性質と開示による公益を比較衡量することで裁量的開示を行う余地を規定しているといえる。

(5) 条例第8条は、条例第7条第1項第7号を除く各号で規定する非公開情報に該当する情報であった場合でも、公益上の理由による裁量的公開を認めると規定していることから、文言上形式的にみると、公開法第7条に相当する規定であるといえる。しかし、上記(2)で述べたとおり、情報公開に関する条例は、国の法令と異なる規定となり得ることから、公開法第7条に相当する規定は、条例第8条にとどまらず、本件審査請求に則して、他の条例の条項を含む可能性がある。また、実質的に見ても、条例第8条は、条例第7条第1項の義務的公開の規定により非公開になった場合でも、同項第7号を除いては、例外的に裁量的公開を認める規定であることから、その適用範囲は極めて制限的に解されており、条例第8条によってのみ公表権と情報公開制度の調整が図られていると解する必要はない。そこで、以下これについて検討する。

ア 公開法において、法人等の著作物に対する公表権の規定の適用除外を判断する場合には、公開法第5条第2号本文に該当するか否かを判断し、

同号に該当した場合は、公開法第 7 条の適用を検討する。同号は、法人等の情報で公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合には不開示とする旨定めている。

イ 一方、本件審査請求において、条例第 8 条の適用を検討する前提としては、条例第 7 条第 1 項第 2 号（以下この項において「本号」という。）本文が基本的な考えとなる。本号は、法人等に関する情報を公開することにより、法人等に「明らかに不利益を与えると認められる」ものについてのみ非公開としている。これは、情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益と公開することによる公益とを実施機関において比較衡量することにより、情報を公開するか否か判断しようとする趣旨であり、公益上の公開の必要性の判断を可能な限り行うことが求められていることから、法人等の情報であっても公開法よりも非公開とする範囲を限定し、公開とする範囲を広くするものである。

ウ そうすると、本号は、個々の事例による特殊な事情により、公開することの利益と非公開にすることによる利益に優先すると認められる場合との比較衡量により、裁量的公開を行う旨定める点において、公開法第 7 条と同趣旨の判断をしていると解することができる。

エ したがって、本号も公開法第 7 条の規定に相当するものと評価することができる。

オ 実質的にみても、本件行政文書に係る指定管理者制度については、本市として市民に対して十分に説明責任を果たし、かつ、指定管理者制度を市民のために、将来に向けてより充実したものにすることが求められることから、公開することによる公益が大きいと認められるところ、非公開事由についての基本的な考え方を示した本号によれば、適切に比較衡量を行うことが可能である。

カ さらに、本件審査請求において、本件行政文書が作成される原因となった本件施設の指定管理者制度は、公の施設を管理することを目的とした公共性が高い事業であり、また、本件行政文書に記載されている事業は、当審査会が事務局をして調査したところ、本件公開決定時には既に公知のものとなっているものもあることが認められる。加えて、上記 4(1) のとおり本件募集要項において、本件行政文書が条例に基づく情報公開請求の対象になることが明記されていることが認められることか

らすれば、公表権の保護の必要性が大きいとはいえない。

(6) 以上のことを総合的に判断すると、審査請求人の本件行政文書は著作物であるという主張、すなわち本件行政文書に対して著作権法上で保護される公表権については、情報公開制度の趣旨等に照らすと一定の制約を受けることはやむを得ないものと認められ、本件行政文書につき、条例第 7 条第 1 項第 2 号の判断により情報が公開される場合には、著作権法第 18 条第 4 項第 5 号に該当し、同条第 1 項の公表権の規定の適用は除外されるものと解される。

6 類似の事案についての当審査会の判断について

指定管理者の選定に係る申請書類等の公開決定等に対し、選定団体からされた不服申立てに関しては、過去、当審査会から審査庁に対し、複数の答申（第 213 号答申から第 216 号答申まで等。以下「先例答申」という。）を行ってきたところである。

本件審査請求については、先例答申と判断を異ならせるべき事情は認められないことから、当審査会は、先例答申を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

7 条例第 7 条第 1 項第 2 号の該当性について

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書は、審査請求人が本件施設の指定管理者として選定を受けるために提出した書類であり、審査請求人における本件施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、本件情報が法人等の事業活動に関する情報であることが認められる。

(3) 次に、本件情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 条例第 37 条の 2 第 1 項において、指定管理者は、公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨規定し、また、同条第 2 項において、実施機関は、指定管理者に対し、当該必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない旨規定しているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情

報の公開への要請が強いためである。

イ したがって、公の施設の管理に関連する情報である本件情報については、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

(4) 本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

ア 本件施設の指定管理者は民間企業等でもあるため、本件情報については、一定の企業ノウハウに当たる情報が含まれる可能性があり、審査請求人が本件情報を企業ノウハウであると考え、公開に反対することは、審査請求人の立場からすると理解はできる。しかし、審査請求人は、本件情報を公開すると審査請求人が不利益を被る、市民サービスの低下及び施設の公平・安全な管理の欠如につながるなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているといわざるを得ない。

イ また、本件募集要項においては、本件行政文書が条例に基づく情報公開請求の対象になることが明記されており、本件行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、審査請求人は、一定程度は企業ノウハウに当たる情報の公開を承認していたのであり、本件情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとはいえない。

(5) 本件情報を公開することによる公益について

上記(3)アのとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の事業状況について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

(6) したがって、本件情報を公開することによる公益より、公開することによって生ずる事業活動上の不利益が優越するとする事情は認められず、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとはいえない。

(7) 以上のことから、本件情報は条例第7条第1項第2号に該当しないと認められる。

(8) 次に、非公開とすべき各情報について検討する。

ア 非公開とすべき情報①について

(ア) 非公開とすべき情報①は、審査請求人が本件施設の省エネルギー診

断を依頼する相手方である法人等に関する情報である。

(イ) 非公開とすべき情報①は、審査請求人の契約先であり、審査請求人と個別事業者との契約に係るもので、審査請求人の内部管理やノウハウを基に契約が成立していると考えられることから、公開することにより、審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるため、非公開とすべき情報①を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

(ロ) したがって、非公開とすべき情報①は、公にすることにより審査請求人に明らかに不利益を与えると認められ、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

イ 非公開とすべき情報②及び③について

(ア) 非公開とすべき情報②は、審査請求人が管理する本件施設をはじめとしたスポーツセンターにおける緊急体制時の対応について記載されたマニュアルの一部であり、審査請求人がスポーツセンターを管理する中で発生が想定される各種非常事態においての対策方法等が具体的に記載されている。

(イ) 非公開とすべき情報③は、審査請求人が本件施設における業務遂行時に用いるセルフチェックシート情報であり、審査請求人が本件施設における金券類の管理及び情報の保護及び管理する際に確認する点が具体的に記載されている。

(ロ) 非公開とすべき情報②及び③は、法人等の内部管理に関する情報であって、公開することにより、審査請求人との競争上の地位にあるものに審査請求人の本件施設における管理運営上の弱点や利点に関する情報の収集を容易にさせることが考えられることから、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、非公開とすべき情報②及び③を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

(エ) したがって、非公開とすべき情報②及び③は、公にすることにより審査請求人に明らかに不利益を与えると認められ、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

8 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 7において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではなく、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

本件行政文書には、個人の顔写真が随所に掲載されているが、これらの情報について、実施機関の公開又は非公開に係る判断が適切であるとはいえない部分も見受けられた。

公開を原則とする行政文書公開制度の下においても、個人のプライバシーに関する情報は、最大限に配慮しなければならない。

実施機関においても、今後は、条例の趣旨を十分理解した上で、個人のプライバシーに細心の注意を払うよう留意されたい。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年 4月24日	諮問書の受理
6月 1日	弁明書の写しの受理
25日	反論意見書の受理
令和 4年11月 4日 (第54回第 1小委員会)	調査審議
12月 2日 (第55回第 1小委員会)	調査審議
令和 5年 1月13日 (第56回第 1小委員会)	調査審議
3月 3日 (第57回第 1小委員会)	調査審議
22日 (第58回第 1小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 渡部美由紀

別表

非公開とすべき情報が記載された文書の名称	非公開とすべき情報
安定的な経営体力（様式③【安定経営】）	P36 「 3 効率性を追求した業務体制の構築」中に記載された省エネルギー診断の依頼相手方（以下「非公開とすべき情報①」という。）
メンテナンス（様式⑫【メンテ】）	P298 「 1 ライフサイクルコストを見据えた具体的な取組み」「(1) 省エネルギー診断（経済産業省の支援事業）の活用」中に記載された非公開とすべき情報①
環境保持・環境配慮（様式⑬【環境】）	P337 「(3) 専門家の省エネルギー診断の受診」中及び平成28年度中SC報告書の図中に記載された非公開とすべき情報①
法人等A ■ 緊急対応マニュアル集 ■ スポーツセンター基本版	P391 ページ数及び右下部記載の審査請求人名を除く全面（以下「非公開とすべき情報②」という。）
自己評価（様式⑯【自己評価】）	P424 「 1 施設内でのセルフチェックの実施」「協会独自のチェックシート」に係る図中右側上図及び右側下図（以下これらを「非公開とすべき情報③」という。）